

(案)

資料2

静岡県内中央新幹線建設工事に係る事後調査報告書
(本体工事着手前)

意見書

2026(令和8)年●月

静岡市

I 全般事項

- 1 事業の実施による環境への影響については、事前の影響予測を基に、最大限回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を果たすこと。
- 2 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会での協議結果も踏まえた本事後調査報告書に記載の環境保全措置やモニタリングの計画については、確実に実施し、南アルプスの豊かな自然を保全するため、真摯に取り組むこと。
- 3 事業による環境への影響予測には不確実性が伴うため、順応的管理に基づき、「事前予測」と「施工後の結果」との比較・評価を行い、必要に応じて保全措置等の見直しを行うことが必要である。

静岡市は、事業者が実施する順応的管理に基づく保全措置等を評価するため、新たにモニタリング体制を構築する。モニタリングの結果や影響分析・評価等については、静岡市が新たに設置するモニタリング体制に対し、定期的に報告し、協議を行うとともに、モニタリング結果等については、市民にも分かりやすい形で公表を行い、地域と情報を共有しながら事業を進めること。

また、不測の事態が生じた際は速やかに報告し、対応を協議すること。
- 4 静岡市は、南アルプスの自然環境が抱える課題を踏まえ、南アルプスのネイチャーポジティブ（自然再興）に貢献する取り組みを社会の協働で着実かつ継続的に実施する体制を構築するため、川根本町等とともに「南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会」を設置する予定である。事業者は、事後調査報告書の第3章に記載の南アルプスネイチャーポジティブ貢献措置を実施するとともに、南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会に参画し、協働によるネイチャーポジティブにも積極的に取り組むこと。
- 5 静岡工区全体で約 370 万 m^3 のトンネル発生土が想定されており、その内、360 万 m^3 はツバクロ発生土置き場に盛土することが計画されている。

静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会において、トンネル掘削開始前におけるツバクロ発生土置き場の盛土の設計は、盛土規制法等の設計指針を踏まえ、現時点では妥当であると評価する。しかし、実際の発生土を盛土材料とする場合には、盛土の土質は事前の設計で用いたものとは性状が異なる可能性が高い。

よって、将来、実際に盛土する前に、実際の盛土材料の物性値等の確認を行った上で、その時点で最良と思われる動的解析の方法などで安定性の解析を行い、安定性に必要な措置（盛土高、勾配、補強方法の変更など）を講ずること。

6 要対策土処理の計画については、現時点では妥当であると評価する。しかし、実際に工事実施により出てくる要対策土は、現時点の想定・計画と異なる可能性が高い。

よって、将来、実際に盛土する前に、実際の盛土材料の物性値や自然由来重金属等の含有状況に基づき、安定性・安全性を確認し、必要な措置を講ずること。

II 個別事項

1 ○○

2 ○○

3 ○○